

低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金 (住民税均等割のみ課税世帯分)【5万円】のご案内

市では、物価高による厳しい状況にある子育て世帯を支援するため「住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金【10万円】」を受給する世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯に対しこども加算を給付します。

給付対象世帯: 基準日(令和5年12月1日)において、令和5年度分の住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が課税されていない方のみで構成される世帯のうち、平成17年4月2日生まれ以降の児童が同一の世帯に属する世帯
※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯のほか、令和5年1月2日以降に日本へ初めて入国した方がいる世帯は対象となりません。

給付額: 児童1人あたり5万円(1回限り)

受付期間: 2月29日(木)～5月31日(金)(当日消印有効)

給付時期: 手続きが完了してから2週間から4週間程度を目安に順次給付します。

※下記の③に該当する場合のみ、受付期間が変更される可能性があります。

手続方法:

①世帯のすべての方が令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

給付対象世帯へ「給付要件確認書」を送付します。**5月31日(金)まで**に返信していただき、書類審査を経て給付します。

なお、本人確認書類や振込先口座確認書類の写しの添付が必要です。

②世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

③令和5年12月2日以降に生まれた児童

④別世帯で扶養している児童(学生寮で生活している場合など)

給付対象世帯が「申請書(請求書)」を**5月31日(金)まで**に提出していただき、書類審査を経て給付します。

【添付書類】

○本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどの写し)

○振込先口座の番号や名義人が分かるもの(預金通帳またはキャッシュカードの写し)

○令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税説明書または非課税証明書(②に該当する方のみ)

○児童の属する世帯全員が記載された住民票(世帯主及び世帯主との続柄が記載されたもの)(③④に該当し、市外に住民票がある場合)

備考: 提出書類は子ども福祉課までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。申請書は子ども福祉課でお渡しするほか、コールセンターへ郵送送付をお申し出いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

問合せ先: 物価高騰対策給付金コールセンター ☎0120・313・317